事業者名：防長交通株式会社

協議運賃区間に関連する定期券等一覧表

※No.2・10のように次回以降に内容の変更なく、繰り返して実施する制度については、同様の対応として、協議は省略する。

No	対象事業者	運賃の種類	名称	基準運賃（円）	運賃（円）	割引率（％）	適用条件	実施予定日
1	防長交通株式会社	特殊普通旅客運賃	Yamaguchi　Bus　Pass　1Day（1日）	－	2,000	－	1．適用区間　　秋芳洞～新山口駅線、東萩駅～大田中央～新山口駅線、秋芳洞～東萩駅線（急行） 2．割引対象　海外から日本に来た外国人旅行客等 3．パス券方式とし、降車時に乗務員にフリー乗車券をご呈示いただく。 4．小児及び障害者割引は適用しない。	H28.1.11～通年
			Yamaguchi　Bus　Pass　2Day（2日）	－	4,000	－		
			Yamaguchi　Bus　Pass　3Day（3日）	－	5,000	－		
2	防長交通株式会社	特殊普通旅客運賃（営業割引運賃）	こども５０円バス	－	小学生以下の児童・幼児のみ全区間１乗車につき５０円	－	1．適用路線　秋芳洞～新山口駅線、東萩駅～大田中央～新山口駅線、秋芳洞～東萩駅線（急行） 2．適用方法　小学生以下の児童・幼児が適用路線を利用する場合に適用する。 3．その他　（１）小児の無賃運送（１歳未満の小児は、無賃。１歳以上６歳未満の小児は、同伴する６歳以上の旅客１名につき１名無賃）については、通常どおり取り扱う。 （２）障がい者割引等、他の割引制度との併用は不可。 （３）運賃支払いは現金又は金券のみ。ＩＣカードは不可。	各年度の春休み、夏休み、冬休み期間
3	防長交通株式会社	特殊普通旅客運賃	山口セントラルパス（大人）	（一般路線）3,370 （高速路線）2,090 （循環路線）400	（一般路線）1,090 （高速路線）400 （循環路線）150	（一般路線）67.7% （高速路線）80.9% （循環路線）	1．適用路線　秋芳洞～新山口駅線、東萩駅～大田中央～新山口駅線、秋芳洞～東萩駅線（急行） 2．その他　（１）西日本旅客鉄道株式会社が発行する特別企画乗車券「山口セントラルパス」を購入する旅客が、適用路線及び区間内の一般乗合バスに乗車する場合に限る。 （２）有効期間は２日間とする。 （３）「山口セントラルパス」の呈示により、自由周遊区間内の一般乗合バスは有効期間内に限り、何度でも自由に乗り降りできる。 （４）各種割引証による割引の取り扱いはしない。	R6.6.1～通年
			山口セントラルパス（小児）	（一般路線）1,690 （高速路線）1,050 （循環路線）200	（一般路線）540 （高速路線）200 （循環路線）80	（一般路線）68.0% （高速路線）81.0% （循環路線）		
4	防長交通株式会社	特殊普通旅客運賃	普通団体旅客運賃	－	－	10.0%	1．適用路線　秋芳洞～新山口駅線、東萩駅～大田中央～新山口駅線、秋芳洞～東萩駅線（急行） 2．適用方法（１）旅行目的、行程を同じくする者で構成された１５人以上の旅客が一般客と混乗して乗車する場合に適用する。 （２）学生団体旅客運賃を適用する旅客の範囲は、通学定期乗車券の発売条件に該当するものと、その付添人（教職員及び旅行斡旋人を含む）とする。	通年
			学生団体旅客運賃	－	－	20.0%		
5	防長交通株式会社	特殊普通旅客運賃	ICカード乗継割引	－	普通旅客運賃から20円を割り引いた額 小児、身体障害者等は１０円を割り引いた額	－	1．適用路線　ＩＣカードリーダ搭載車両が運行する全路線 2．適用方法　同一のＩＣカード乗車券を利用して当社のバスを１時間以内に乗り継ぎ、２乗車目の旅客運賃を支払う場合に適用する。	R5.3.25～通年
6	防長交通株式会社	普通回数旅客運賃	普通回数旅客運賃（11枚綴り）	10円～1000円	片道普通旅客運賃を10倍した額	9.1%	1．適用方法（１）旅客が同一停留所間を多回数乗車する場合、又は旅客が片道普通旅客運賃設定区間内の不特定停留所間を多回数乗車する場合に適用する。 （２）回数乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、前途の区間の乗車を認めない。	通年
			普通回数旅客運賃（23枚綴り）	10円～1000円	片道普通旅客運賃を20倍した額	13.0%		
7	防長交通株式会社	特殊回数旅客運賃	通学回数旅客運賃（25枚綴り）	10円～1000円	片道普通旅客運賃を20倍した額	20.0%	1．適用区間　　通学定期券の発売条件に該当する区間。 2．旅客の範囲　通学定期乗車券の発売条件に該当するものとする。 3．適用方法　（１）旅客が同一停留所間を多回数乗車する場合、又は旅客が片道普通旅客運賃設定区間内の不特定停留所間を多回数乗車する場合に適用する。 （２）回数乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、前途の区間の乗車を認めない。	
8	防長交通株式会社	特殊回数旅客運賃（その他特殊割引）	ICOCAの利用によるポイント付与	－	片道普通旅客運賃（障がい者割引含む）の3%引きの額	3% ※付与率	1．適用路線　ＩＣカードリーダ搭載車両が運行する全路線 2．適用方法　次のいずれの条件も満たす場合に適用する。 ・西日本旅客鉄道㈱が運営するWESTERポイント（チャージ専用）サービスの利用登録をされた方 ・当社の路線バス運賃をICOCAで支払う場合	R5.3.25～通年

No	対象事業者	運賃の種類	名称	基準運賃 （円）	運賃 （円）	割引率 （%）	適用条件	実施予定日
9	防長交通株式会社	定期旅客運賃	通勤定期券（1ヶ月）	－	10㎞まで 3割引 10㎞を超えるもの 5割引	－	1．適用路線　秋芳洞～新山口駅線、東萩駅～大田中央～新山口駅線、秋芳洞～東萩駅線（急行） 2．定期旅客運賃の適用方法 （1）通勤定期旅客運賃・通学定期旅客運賃・通勤通学定期旅客運賃は、旅客が同一停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用する。 （2）通勤定期旅客運賃は、乗車目的及び適用旅客の範囲を限定しない。 （3）通学定期旅客運賃及び特殊定期旅客運賃のうち通勤通学定期旅客運賃を適用する旅客の範囲は、学校教育法第１条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専 門学校及び児童福祉法第 ３９条に規定する保育所に通学する者並びに学校教育法第８２条の８に規定する専修学校・各種学校に通学する者また防長交通株式会社の指定する学校に通学する者とする。 （4）片道普通旅客運賃を設定していない区間（２路線以上）に跨って乗車する旅客の運賃は、次の基準運賃額に対応する区間の運賃を適用する。 ・対キロ区間制 乗降停留所間（乗降停留所が運賃区界停留所でない場合は、運賃区界停留所相互間）の運賃計算キロ程に対応する運賃額。但し、それぞれの乗降区間の片道普通旅客運賃の併算額が前記の運賃額より低額となる場合は、併算額とする。 （5）定期乗車券を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数を制限しない。但し、旅客の乗降区間中、経由地を異にする系統が２以上あって各々の系統に通用する定期乗車券を発行する場合は、防長交通株式会社が指定する系統以外の系統については途中下車を認めない。 3．特殊定期旅客運賃の適用方法 （1）特殊定期旅客運賃は、通勤通学定期券、学期定期券、特定地域フリー定期券、環境定期券を設定する場合に適用する。 （2）特殊定期旅客運賃の片道定期乗車券は、同一停留所の区間の片道に限って不定回数乗車する場合に適用し、通勤定期乗車券又は通学定期乗車券の発売条件に該当するものとする。 （3）学生フリー定期券は、乗車目的を限定しないものとし、通学定期乗車券の発売条件に該当する中学生以上の者とす	通年
			通学定期券（1ヶ月）	－	10㎞まで 4割引 10㎞を超え15㎞まで 7割引 15㎞を超えるもの 8割引	－		
			通学定期券（3ヶ月）	－	1ヶ月定期の3倍の5分引	－		
			通学定期券（6ヶ月）	－	1ヶ月定期の6倍の1割引	－		
			片道通勤	－	通勤定期運賃の5割引	－		
			片道通学	－	通学定期運賃の5割引	－		
			小児運賃	－	大人定期運賃の半額	－		
10	防長交通株式会社	特殊定期旅客運賃（利用期間限定割引定期旅客運賃）	学期定期券	－	別紙のとおり	－		通年
		特殊定期旅客運賃（特定地域フリー割引定期旅客運賃）	全線フリー定期券	990	36,700	－		
			学生全線フリー定期券（1ヶ月）	760	20,900	－		
			学生全線フリー定期券（3ヶ月）	760	60,800	－		
			学生全線フリー定期券（4ヶ月）	760	80,200	－		
			学生全線フリー定期券（1学期、2学期）	760	73,100	－		
			学生全線フリー定期券（3学期）	760	52,200	－		
		特殊定期旅客運賃（定期旅客運賃特殊割引）	環境定期券	－	通勤定期券所持者及びその家族全区間1乗車につき現金 大人100円、小児50円（旅客運賃の割引を受ける者は 大人50円、小児30円）	－	1．適用路線　秋芳洞～新山口駅線、東萩駅～大田中央～新山口駅線、秋芳洞～東萩駅線（急行）	土日祝日及びお盆期間（8/15～8/16）及び年末年始（12/30～1/3）
11	防長交通株式会社	旅客運賃の割引	身体障害者割引（普通旅客運賃）	－	普通旅客運賃の5割引き	50.0%	1．身体障害者に対する割引 身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護人（防長交通株式会社において介護人を必要と認める場合）とする。 2．知的障害者に対する割引 都道府県知事（政令指定都市又は中核市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者及び介護人（防長交通株式会社において介護人を必要と認める場合）とする。 3．精神障害者に対する割引 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護人（防長交通株式会社において介護人を必要と認める場合）とする。 4．児童福祉法の適用を受ける者に対する割引 児童福祉法第１２条の４及び第４１条から第４４条までに規定する諸施設により養護等を受けている者及び付添人（防長交通株式会社において付添人を必要と認める場合）とする。	通年
			知的障害者割引（普通旅客運賃）					
			精神障害者割引（普通旅客運賃）					
			児童福祉法適用者割引（普通旅客運賃）					
			身体障害者割引（定期旅客運賃（大人））	－	定期旅客運賃の3割引き	30.0%		
			知的障害者割引（定期旅客運賃（大人））					
			精神障害者割引（定期旅客運賃（大人））					
			児童福祉法適用者割引（定期旅客運賃（大人））					